

京都市要綱等のホームページ掲載に関する基準

〔平成22年3月4日〕
行財政局長決定

本市の機関が制定した要綱等（要綱，要領，基準その他の取決め（条例並びに法律の規定に基づき制定した規則及び規程を除く。）をいい，題名及び形式を問わない。以下同じ。）の京都市ホームページへの掲載については，下記の基準により行うものとする。

記

- 1 次の各号のいずれかに該当する要綱等は，当該要綱等を所管する課，事業所等のホームページに掲載すること。
 - (1) 法令又は例規の実施に関するもの
 - (2) 審議会その他の会議に関するもの
 - (3) 金品の支給，貸付等に関するもの
 - (4) 行政指導に関するもの

- 2 前項の場合において，要綱等の分量が大きく，当該要綱等の円滑な閲覧に支障が生じるおそれがあるときは，当該要綱等のうち市民又は事業者の利便への寄与の度合いが低い部分を省略して掲載することができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する要綱等については，第1項の規定を適用しない。
 - (1) 京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含むもの
 - (2) 京都市例規集に登載されているもの
 - (3) 行政手続法又は京都市行政手続条例の規定に基づき定められた許認可等に係る審査基準又は不利益処分に係る処分基準
 - (4) 庁内又は他の公的機関との間の事務管理，連絡調整等を目的とするもので，市民生活及び事業活動に直接の影響を及ぼさないもの
 - (5) 協定，契約その他これらに類するもので，その適用の対象が名称をもって特定されているもの
 - (6) 適用期間が限定されているもので，当該期間の経過により，既に公表する意義を失ったもの

- 4 第1項各号に該当せず，又は前項各号のいずれかに該当する要綱等についても，行政運営における透明性の向上，市民及び事業者の利便への寄与等を図るため，積極的にホームページに掲載するよう努めること。ただし，当該要綱等のうち京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する部分については，この限りでない。

附 則

この基準は，平成22年6月1日から施行する。